

日本脳炎予防接種（2期）を受けるまえに

- ◆ 接種年齢 : 9歳から13歳未満
- ◆ 接種方法 : 皮下接種
- ◆ 接種回数 : 1回 ※接種歴を確認してください

*平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方で、1期の接種が終了しなかった場合、2期の年齢（9歳～13歳未満）において、その不足分の接種が可能です。接種間隔等についてはお問い合わせください。

- ◆ 接種場所 : 市内指定医療機関
- ◆ 持ち物 : 母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

- ◆ 費用 : 無料

注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市区町村でご確認ください。

☆接種曜日・受付時間・予約の有無については、必ず医療機関に確認してください。

☆不足分の予診票は、医療機関にあります。

☆接種の前に、この説明書をよくお読みください。

☆予診票に記入漏れがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆病気で治療中や何らかの薬を飲んでいる場合は、主治医に相談してから受けるようにしましょう。

☆予防接種は体調のよいときに、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種記入欄を再度、ご確認ください。

★乳幼児期に接種した日本脳炎ワクチン（1期）で得られた免疫が低下するため、追加接種を行い免疫を高めることを目的とします。

【日本脳炎とは】

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる病気です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内で増えたウイルスが蚊によって媒介され感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。日本での流行は西日本地域が中心ですが、ウイルスは北海道など一部を除く日本全体に分布しています。

ウイルスを持つ蚊に刺され、感染したあとも症状なく経過する 경우가ほとんどですが、症状が出るものでは6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障がい（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障がい（脳の障がい）を生じます。

大多数の方は、無症状に終わるのですが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれており、幼少児や高齢者では死亡の危険は大きくなっています。

裏面に続く

★副反応について★

接種直後から多くは3日以内に、発疹、じんましん、かゆみ等の過敏症がみられることがあります。また、全身症状としては、発熱、寒気、頭痛、倦怠感、吐き気、咳、鼻汁などがあります。接種部位の局所症状としては、発赤、腫れ、痛み等が認められることがありますが、通常は2～3日中に消失します。ただし、腫れがひどい場合は接種部位を清潔にし、冷やして様子をご覧ください。

極めてまれにショック・アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）という副反応がみられます。急性散在性脳脊髄炎（ADEM）は、ウイルス等の感染後あるいはワクチン接種後に、発生する脳神経系の病気で、通常接種後数日から2週間程度で発熱、頭痛、けいれん、運動障がい等の症状があらわれます。ステロイド剤などの治療により多くの患者さんは正常に回復しますが、運動障がいや脳波異常などの神経系の後遺症が残る場合があるといわれています。

★こんなときは受けられません★

- ① 発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）
※平熱の高い人は主治医に相談してください。
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。
- ④ 以下の病気にかかった場合

| | |
|--------------------------------|---------------|
| 麻疹（はしか） | 治癒後4週間程度あける |
| 風疹（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等 | 治癒後2～4週間程度あける |
| 突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等 | 治癒後1～2週間程度あける |

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

- ⑤ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

★こんなときは受ける際に注意が必要です★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1188

関宿保健センター ☎04-7198-5011

